

12月2日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時59分開議）

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、14番、堀広子議員の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 登 壇

皆さん、おはようございます。

私は、通告しておりました4点について質問をさせていただきます。

まず、最初に環太平洋連携協定、TPPについてお伺いいたします。

TPP交渉の内容が明らかになるにつれて、日本の農業に壊滅的打撃を与えるだけでなく、国民の食と安全、医療、地域経済と暮らしに深刻な影響を及ぼす内容であることがはっきりしてまいりました。このことに市長はどのような見解を持っておられるのか、お尋ねします。

始良市の農業に与える影響額はどの程度になるのか、また今後の対策をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

TPPは条約批准をしない限り発効いたしません。各国の議会でも自国の利益のため要求が強まっています。TPPに反対の声を上げるべきと思いますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

2問目の公営住宅家賃の減免についてお伺いいたします。

公営住宅は、低所得者に安価な住宅を供給するという目的があります。収入が著しく低額で、災害による著しい被害や失業、病気の事由により生活が困難な入居者について家賃を減免しています。減免の適用者がとても少ないようですが、入居者は減免制度を知っておられるのか、また何割ぐらいの人が知っているのか、適用になった件数は申請件数と比較してどのようになっていますか。とても少ない申請件数のようですが、収入の実態と照らし合わせて、減免制度が十分に活用されていると思いますか。税務課と連携をとって減免対象者に通知すべきではないでしょうか。

次に、あいら清掃センターのごみの受け入れについてお尋ねいたします。

あいら清掃センターのごみの受け入れは、一般の生ごみを中心に受け入れをしておりますが、粗大ごみ等は民間業者に受け入れてもらっているのが現状であると理解しております。一般的に、各市町にある清掃センターでは、粗大ごみを初め樹木のせん定、くずなど、鉄アルミや燃えないごみ等の受け入れをしていると承知しています。

本市の場合は、破砕機は使用せず民間企業との連携になっているようです。

また、受け入れに際しての料金は、他の町と比較しても、10kg当たりの単価が高く、無料になる基本重量も定めておりません。このことについてどのようなお考えですか。お尋ねいたします。

また、畳の受け入れについては、市で処理できないごみとして業者へ出しています。個人が畳を廃棄することはそんなに頻繁にありませんが、和室から洋間への変更や介護のためにリフォームをすることなどがよくあります。すべからく民間に任せるという姿勢でよいのか、市の責任をどのように考

えているのか、お尋ねいたします。

4問目です。国保基金条例の見直しについて伺います。

国民健康保険の給付の支払いを円滑に処理するため、基金を設置しております。基金の積み立てについて、厚生労働省は平成12年までは各自治体に対し、「過去3か年の平均保険給付費の5%以上を積み立てること」としておりました。しかし、平成13年度からは、「国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたい」となり、「5%以上」の規定は削除されております。

ただし、始良市の基金条例は改定前の条文のままです。基金条例の見直しを求めるものですが、どうか、お尋ねいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 登壇

堀議員のご質問にお答えいたします。

1問目の環太平洋連携協定（TPP）についての1点目から3点目までのご質問につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。

ご承知のとおり、本年10月5日、環太平洋パートナーシップ、いわゆる「TPP」協定交渉参加12カ国は、TPP交渉閣僚会合において、閣僚レベルの交渉を終え、協定の大筋合意に至っております。

これを受け、内閣におきましては、同月9日にTPP協定の実施に向けた総合的な政策の策定等のため、内閣総理大臣を本部長とする「TPP総合対策本部」を設置いたしました。

同日開催された第1回会合におきまして、「TPP協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」が決定され、また11月25日の第2回会合におきまして、「総合的なTPP関連政策大綱」が決定されております。

当該大綱におきましては、TPP関連政策の目標として、「TPPの活用促進」、「TPPを通じた「強い経済」の実現」、「分野別施策展開」が掲げられております。

なお、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに我が国産業の海外展開・事業拡大や、生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、平成28年秋をめどに政策の具体的内容を詰めるとされております。

さらに、安倍総理は、「TPP協定の内容と関連施策については、今後、一層わかりやすく、丁寧に説明してまいります」と述べております。

したがって、具体的な内容が決まっていない現段階において、私が見解や考えを申し上げる立場にはなく、また、本市の影響額についても、お示しできる段階には至っておりません。

次に、2問目の公営住宅家賃の減免についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

市営住宅の入居者に対しましては、必ず入居前に家賃の減免及び徴収猶予について説明しております。

また、納付書を送付する際にも、家賃の減免、徴収猶予について記載した文書を同封しておりますので、入居者の方々は承知しているものと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

減免の申請件数につきましては、平成24年度から26年度まで各1件であり、24年度と25年度は減

免の基準を満たしておりましたが、26年度につきましては、収入月額が基準以上でありましたので、適用になっておりません。

4点目のご質問についてお答えいたします。

家賃の減免申請につきましては、所得税及び市民税の課税の対象にならない失業保険、児童手当、仕送り、恩給、遺族年金などの収入や預金等の有無についても申告していただく必要があり、入居者の家賃負担能力を考慮して、減額または免除を決定することになります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

税務課との連携につきましては、どのような形で連携を図られるか、今後研究してまいります。

次に、3問目のあいら清掃センターのごみの受け入れについての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

市ごみ処理手数料徴収条例第2条の規定により、10kg当たり月97.2円のごみ処理手数料を徴収しております。

また、当該条例に基づき、手数料の減免は、やむを得ない事情がある場合に行っておりますが、基本料金の控除は行っておりません。

3点目のご質問についてお答えいたします。

県内の他の自治体等の家庭系ごみの処理手数料につきましては、離島の2つの村を除く、22団体内、無料が3団体、一部の重量に関し無料が3団体、残りの16団体は、一定重量に対して処理手数料を徴収しております。

なお、無料の団体におきましても、有料化へ向けた検討がなされているとのことであります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

県内市町村における家庭系ごみの搬入につきましては、30kgまで無料で処理を行っているところもあるようですが、その大半は、重量に比例する形での処理手数料を徴収しております。

幾つかの施設の中で、一部の重量に関して無料化することにより施設周辺の道路は、混雑や渋滞などの弊害もあり、特に年末年始の時期は、数百mもの渋滞が起きているのが現状であります。

本市のごみ搬入量は、年々増加傾向が続く中で、事業系ごみは、年間300t程度の増が見込まれる一方、家庭系ごみは、減少傾向で推移しております。

なお、平成18年3月に始良郡西部衛生処理組合で策定した一般廃棄物処理基本計画では、26年度の計画量は2万44tとしており、あいら清掃センターのごみ処理能力は、この計画に基づいたものでありますが、実績搬入量は、2万971tで927tの超過となっております。

今後もイオンタウンの開業など、本市は経済的にも発展していく要素を備えている上で、事業系ごみの増加傾向は、当面継続していくものと推測されますので、直接あいら清掃センターへ持ち込まれるごみの一部無料化は、ごみの減量化を目指している中では、厳しい状況であります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

畳の廃棄につきましては、現在、鹿児島中央資源化センターに直接搬入し、スタイロ畳は1枚当たり1,800円、わら畳は1,500円、わらマットなどは1kg当たり30円の処理料を収めていただいております。

さらに、当該資源化センターでは、破碎し、固形燃料に加工して再利用を図っており、その一部の粉状になったものがあいら清掃センターに搬入され処理しておりますので、畳の廃棄につきましては、ご理解いただきたいと考えております。

次に、4問目の国保基金条例の見直しを、についてのご質問にお答えいたします。

市国民健康保険基金条例第2条第1項におきましては、「毎年度、基金として積み立てる額は、基金の額が過去3か年における保険給付費の平均年額の100分の5以上となるように、毎年度の剰余金から市長が定める額を積み立てるものとする」と規定しております。

この規定は、昭和26年に厚生省保険局長が発出しました「国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて」の中で、「市町村の積立額は、過去3か年間における保険給付費の平均額の100分の5以上に相当する額が適当であること」とされていることに基づくものであります。

なお、毎年度の予算編成にあたり、厚生労働省保険局国民健康保険課長が発出する「国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について」には、「国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分の基金を積み立てられたいこと」とされ、目標となる指数が示されていないことは承知しております。

市といたしましては、昭和26年の厚生省保険局長通知は、年次的に改正されながらも、現在も基金額の目標数値として示されていることには変わりはないと考えておりますので、現段階においては、当該基金条例の改正は考えていないところであります。

以上で答弁を終わります。

○14番（堀 広子君） まず、環太平洋連携協定、TPPについて再質問を行います。

TPP交渉は、もう終わったかのように大筋合意したと言っておりますけれども、まだ協定の全部も確定せずに、参加国の署名や批准の見通しははっきりしておりません。

とりわけ大きな被害を受ける農業分野重要5項目、米、麦、牛肉そして豚肉、乳製品、甘味資源作物、これが5項目ですが、これについて関税の撤廃や引き下げを認めない、それができなければ交渉脱退も辞さない、こういう交渉にあたる前、国会の決議をされたかと思えます。この5項目の完全撤廃の割合はどのようになりましたでしょうか。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

重要品目の関税の割合ということの質問だと思いますが、重要品目の現在の関税品目は586ありまして、そのうち174品目が今回関税を撤廃するというようになっておるようでございます。率にいたしまして29.7%、約30%となっているようでございます。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 約3割ですか。国会決議を、そういう意味では守ったといえるのかどうか、この点についてはいかがですか。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） 主要品目の国会決議を守ったかというようなことでございますが、先ほど議員仰せのとおり米や牛肉・豚、サトウキビ、乳製品などが完全撤廃の除外品目として国会決議となったところでございますけれども、10月の5日の大筋合意内容では、安倍総理大臣は重要品目については完全撤廃の例外をしっかりと確保できたと述べておまして、決議違反であるかないかにつきましては国会で審議されるものと、このように思っております。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) 10月5日の時点におきましては、これは国会の決議そのものを守っていないということが言えると思います。これから大綱などがなされまして審議が行われるわけでございますけれども、交渉の結果は、そういう状況だと思います。

また、重要5品目以外で農林水産分野の関税の大幅な撤退、そして引き下げが行われます。農林水産物の多くの品目で関税を即時撤廃、またその他も長くても10年ですかね、10年程度で撤廃するというふうになっております。農林水産物を全面的に、このことは明け渡すと、こういうことになるのではないかと思います。

TPPの大筋合意による農業分野の被害額は、これ東京大学の教授の試算によりますと、この大筋合意で1兆1,000億円を超えるというふうに試算をされております。

また、一方、農業生産額では2013年で8兆5,000億円あまりですから、これは13%減少になってまいります。

また、政府は、ことし食料・農業・農村基本計画を策定いたしております。その内容を見てみますと、食料自給率、カロリーベースと生産額ベースはどのようになっているかということですが、食料自給率、これも大幅に、これは計画ですから確かに上がる計画というのが目的だと思いますけれども、食料自給率、それから生産額ベース、ご存じでしたらお答えください。

○農林水産部次長兼農政課長(日高 朗君) お答えいたします。

食料・農業・農村基本計画の自給率のことだと思いますが、平成27年度4月に作成された国の基本計画では、自給率のカロリーベースで45%にしております。それから、生産額ベースでは73%の目標を掲げているということでございます。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) TPPによる農業生産額っていうのは、先ほど述べましたように、13%減少ということです。

だけど、今回の政府の計画っていうのは、まさにこの計画と逆行すると、生産額の減少は。TPPによる農業生産額の減少っていうのは、政府の計画に逆行することになると思いますけれども、この点についてはどのようにお考えですか。

○農林水産部次長兼農政課長(日高 朗君) お答えいたします。

13%程度減少するというところでございますけれども、それは確かな数字なのかわかりませんが、農業・農村基本計画では確かにカロリーベース・生産額ベースでも上がっておりますけれども、TPPとの基本計画の関連というのは10月に大筋合意したばかりでございまして、私のほうでも減少額は把握していないところでございますけれども、基本計画とのTPPとの関連につきましては、その整合性に違いがあれば、また国の方でしっかりと計画の見直しとか、そういった説明があるのではないかと、このように思っているところでございます。

以上です。

○14番(堀 広子君) 現段階での状況は、そういうことになろうかと思っております。

また、安倍政権はTPP交渉の大筋合意を受けた、先ほどご答弁がありましたように、総合的なTPP関連政策大綱を、まだ批准の見通しも決まらない中で対策を出してまいりました。

新輸出大国やTPPを通じた強い経済の実現、そしてTPPで大きな打撃を受ける農業に対する農政新時代などの提唱となっております。具体的な対策は来年の秋までに詰めるという裏づけのないものとなっております。

また、秘密交渉で大幅に譲歩した大筋合意の全ての内容も明らかにされておりません。政府が情報を独占したまま対策を出しました。

また、大綱では大量の輸入拡大を約束したコメについては、備蓄対策の改善で国産に影響させないといったしました。関税を大幅に引き下げる牛肉と豚肉、これは大きな関税の引き下げになりました。経営安定事業の補填率を、たしか80%、90%に引き上げるなど当面の対策を打ち出しただけでございます。5項目以外の完全撤廃の品目の影響が大きい中山間地域の対策っていうのが先送りとなっております。

また、この大綱は農林水産物輸出の1兆円の目標、2014年度は6,100億円でした。これを1兆円の目標の早期達成やTPPで増大する輸入食料に対する食品の検査強化のための構造政策、これは農地の生産規模の拡大などでございますが、これの推進などを強調しております。

しかし、それらもこれまでの政策の範囲内で現実に生活を担っている農林漁業者や、地域を区分けして輸出に挑戦する意欲ある担い手に対策を集中するものとなっております。自民党農政が進めてまいりました輸入の自由化と一体の構造改革を一層推進するものとなっております。

農水省発表の日本の農業就業人口は、2010年からの5年間で51万6,000人も減少しました。この数は、家族の経営と地域農業の困難を示しております。

国内の農業をさらに破壊するTPPの押しつけは、私はやめるべきだと思います。今必要なのは、大筋の合意と協定案の全体交渉経過などの情報を全面的に公開し、国会、国民の中で徹底的な議論を行うことです。国会決議に反していないか、日本の経済と国民の暮らしにどう影響するかを検証して、協定への署名・批准を阻止することだと思います。市長、どのようにお考えか、最後にお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 国においては、特に懸念される農業分野においては、守る農業から攻める農業へ転換ということも言っておられるようであります。そういうことで、種々の対策をこれから対策として打ってこられるというふうに思いますので、その状況をしっかり注視しながら、市の政策をどのように打つかということについてつなげていきたいというふうに思います。

○14番（堀 広子君） 次に移ります。公営住宅の家賃減免の件でお伺いいたします。

周知のあり方といたしまして、入居時に説明して、また文書も同封しているというご答弁でございましたが、その際の減免制度の内容は、入居者にわかりやすく工夫されてるのかどうかです。また、入居者に渡すとき、詳しく説明されてるのかどうか、この点お伺いいたします。

○建設部長（岩穴口弘行君） まず、新しく市営住宅に入居されるときには入居に際しましてのしおりというのをお配りしております、その中で、家賃の減免、あるいは徴収猶予というふうなことで、タイトルを大きく強調した形で冊子の中には掲載してございます。当然、入居される方と面談するわ

けですので、その際には、これについても説明はしております。

それから、毎年4月に納付書を送付するわけですが、その際に納付書と一緒に、一枚紙で、「入居中の各種申請及び届けについて」というふうな文書を同封して、その中で家賃の減免・徴収猶予についてということでお知らせをしてるところでございます。

○14番（堀 広子君） ご丁寧な説明をされているということで理解いたしますが、申請のときに提出される書類、その書類は、ここにご答弁いただきましたように市民税の課税の対象にならない失業保険、児童手当、恩給、遺族年金などの収入や預金等も申告していただくという申告書になっているということでございますかね。

そうなった場合に、お尋ねいたしたいのですが、収入申立書というのがここにあります。

私、調べてみたところですが、まず収入申立書の1番目には収入額、そして2番目は事業収入、3番目がその他の収入、そしてその他のところに預貯金等調査、預金金額、証券株式等の保有額、不動産調査、不動産の所有があれば、その内容、生活保護の有無、生活保護の受給があるかないか、こういった欄がございます、これも一緒に提出するようになっているようでございます。ご答弁では、失業保険とか児童手当とか、こういったことの負担能力を考慮するという意味でこれらも一緒に出すということになりますけれども、このような申請書は、減免を決めるにあたりましてどのように活用されておられるのでしょうか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 今、議員申されました申請書をもとに、計算式がございます、そちらの計算式の資料として活用させていただいて、減免あるいは猶予、減免の対象になるかというのを決定させていただいているところでございます。

○14番（堀 広子君） 要するに、預金とか手当とか、こういった収入として見るのですか。どうでしょうか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 家賃を支払っていただく能力があるということであれば、減免の対象にはなりませんので、そういうところの調査までさせていただいているところでございます。

○14番（堀 広子君） 負担能力があるかないかということで、参考として提出するんですか。それとも、その預金額も収入として基準額を決めるという、もとの基準になるものでございますか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 極端な話ではございますけれども、収入が全くないという申請をしていただいても、預貯金がたくさんあって、その中からお支払いできるというふうな、支払い能力と申しますか、そういうことがあるようであれば支払っていただくというのは当然のことですので、そこらも調査はさせていただいているところでございます。

○14番（堀 広子君） わかりました。

そうすると、この預金には何らかの基準が定められておられますか。

例えば、この金額までは収入に入れるとか入れないとか、そういった基準があるんですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 預貯金の基準は設けてごさいませんが、それぞれの家庭の事情、あるいは家族の構成、それと家賃の支払い能力というようなところを判断させていただいているところでございます。

○14番（堀 広子君） じゃあ、金額そのものを収入としては見てないということで理解いたしますが、そのとおりでよろしいですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 家賃収入といいますか、基準額の収入基準額の計算をするのは当然収入額でございますので、収入額、あるいは、先ほど市長の答弁でもありましたように、仕送り、失業保険、恩給、そのようなものも含めて計算するんですが、その他という形で、そのような預貯金の額というのも提出していただいているということでございます。

○14番（堀 広子君） 確かに負担能力があるかどうかということでの判断材料にしか過ぎないというふうに私は理解したところでございます。

やはり、家賃減免が、減免制度そのものの公営住宅法での条例が見てみますと、公営住宅法の第16条の4項に、自治体は条例で家賃減免できるとしております。

そして、減免の基準を設けております。そして、減免の基準というのが、その額に応じて、減免の基準であれば、いわゆる収入月額が5万円以下、2万5,000円以下であれば、これが減免の基準だと思いますが、その額に応じた割合で減免を行うということになっておりまして、これだけが減免の条項でありまして、預金とかは制度上ではないということで理解いたします。

そうした場合に預貯金は考慮しないわけですから、考慮というか、収入としては見ないわけですから、そういう意味では、ここに書いてあるのは参考までにするというふうに理解するところでございます。

鹿児島市とか出水市、霧島市、こういったところも預金は含まれておりません。確かに霧島市もこういうのがございました。そのこともお聞きしたところでございますけれども、全く考慮はしないということでございますので、そういう意味では、こういう欄が本当に必要なのかなと。

参考までに、いわゆる負担能力があるかないかを見るだけということに過ぎないということでございますけれども、本当にこういうことを書く必要があるのか。

と言いますのが、やはり預金はあっても、証文ができない事情のある人もおられるかと思っておりますので、丁寧な、そういう意味では、一人ひとり、個々に応じた対応で減免制度を考慮していくことが大事かと思っておりますが、その点については、いかがお考えですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） この家賃の減免につきましては、それぞれ個々の方とお会いして、ご相談しながら行っているところでございますけれども、あくまでもこれは家賃収入を支払うことができないというふうな方への減免ということでございますので、預貯金というのは、あくまでも調査をするんですけれども、その預貯金があるということは、まず支払い能力はあるというふうなこともつながってまいります。ということで、このような調査までさせていただいているということでございます。

○14番（堀 広子君） 対象者が、この間ずっと少ないわけですが、税務課と連携をとりながら。

税務課と連携をとりますと、収入の状況、税の状況とかよくわかりますので、そういう意味では、もっと徹底した連携をとりながら周知のあり方等も含めてしてほしいと思いますが、周知のあり方といたしましては、入居時のときだけでしょうか。そのほか、どのような形で周知をされておられるのでしょうか。

○建設部長（岩穴口弘行君） まず、毎年の家賃の算定の基礎となる収入は、所得税・市民税が課税対象となる収入を基本としております。しかし、減免に対する減免の判断とする収入は、先ほどから申しておりますように、所得税あるいは市民税への課税対象額と、そのほかの仕送り、失業保険、恩給というふうなものまで含めたことで算定をいたしますので、税務課との連携というのは、ある程度はできるんですけど、それ以上の調査も私どもでしないといけないということがございますので、そこはまたこれから調査・研究させていただきたいというふうに思います。

○14番（堀 広子君） 入居のときだけで、なかなか皆さん記憶の中にないかと思いますので、ぜひ回覧等、あるいはホームページ等、そういったのを活用しながら皆さんにお知らせしていく、このことも大事かと思いますが、いかがですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） すいません。先ほどの質問で1点抜けておりました。

前の答弁でもいたしましたように、毎年の納付書を発行するときに、「入居中の各種申請及び届出について」という文書を一緒にお入れして、家賃の減免、あるいは徴収猶予についてのお知らせはしているところでございます。

○14番（堀 広子君） 先ほども申し上げましたけれども、減免制度の内容、わかりやすく誰が見ても理解できる内容っていうのも必要かと思います。このことも含めまして、周知のほうを徹底されることを求めておきます。

次に移ります。清掃センターのごみの受け入れについてお尋ねいたします。

ご答弁では、豊の廃棄につきましては、鹿児島中央資源化センターに直接搬入されて再利用し、その一部の粉状になったものをあいら清掃センターに搬入しているということでしたが、搬入のときに手数料は徴収しておられるのかどうか。始良市と資源化センターとはどのような関係といたしますか、立ち位置にあるのかをお伺いいたします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 事業者があいら清掃センターへ搬入する場合につきましては、手数料条例にもありますように、10kg当たりの単価で徴収をしております。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 粗大ごみ等については、市の許可証があれば業者へ持ち込みができると承知しております。この業者と市の関係というのは、ごみ処理の委託関係となっているのかどうか。それ

とも、契約、あるいは協定書、もしくは覚書など交わしておられるのかどうか、お伺いいたします。

○**市民生活部長（仮屋隆夫君）** まず、基本的なお話を申し上げますが、可燃ごみ・粗大ごみ・資源物、それぞれ処分する市の責務というのは当然法律上はありますけれども、民間の施設が施設を持っておりますので、民間に委託するものについては、市の予算で委託料という形で委託契約をしているということでございます。

○**14番（堀 広子君）** 委託料として委託契約をしているということでもございました。その委託料はどのくらいでしょうか。

○**市民生活部長（仮屋隆夫君）** 委託料につきましても、可燃ごみ、資源物、それから粗大、それぞれの品目によって委託料が違いますが、トータルで申し上げますと、平成26年度で約7億6,000万が全体的なごみに関する委託料でございます。
以上でございます。

○**14番（堀 広子君）** わかりました。

この業者さんについては、私たちも委員会で視察調査を行いました。大変いい取り組みを、それぞれ、循環型のリサイクルということで、私たちも本当にびっくりいたしました。こんなにすばらしい取り組みをされているのかということで学ばせていただきました。そういう意味では、私も理解し、また感謝をしているところでございます。

そこでお尋ねいたしますが、ごみ処理の責任といいますか、自分たちのまちで出たものは自分のまちで処理をする、これが私は、市の理念というか、ごみの理念といいますか、これは大きな理念だと思っているところでございますが。そういう意味では、市の責任として、こういった民間業者にお願いするというのではなくて、自分の市で処理するという考えが望ましいのではないかと思います。すべからず民間に任せるといふ姿勢でよいのかどうか、この点についてはどのように考えておられるでしょうか。お尋ねいたします。

○**市民生活部長（仮屋隆夫君）** 先ほど答弁しましたように、最終的な責任というのは市にございますけれども、その手法として、民間に委託することによって、コストの削減、あるいは民間に委託しますと雇用も発生するというようなことで、ここはいろんな自治体もそういう手法でやっております。

市内のごみは市内で全てを処理をするというのが基本ではございますけれども、法律上は、例えば市外の民間のほうへ委託することも法律上は可能でありますけれども、そういう場合は、市外の市町村に意見を求めて承諾を得て搬出をするという法的なものもありますけれども、基本的には、議員がおっしゃるように始良市の場合は全て市内でやっていますが、ただ、資源物については熊本のほうへ持っていきまして中間処理をしていると。これは、法律上許されている範囲でございますので、資源物についてはそういう処理をしているということでございます。

○**14番（堀 広子君）** 現在は、量の廃棄につきましては中央資源化センターに搬入しておりますけれども、他の民間業者への搬入は、ほかにはなされておられますでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 現在のところは1か所でございますが、先ほど言いましたように、市内の業者でそういう処理能力があれば、それは可能ですが、市外の場合は、さっき言いましたように市外の市町村の承諾が要るということでございます。現在のところは1社で、1社といたしますか、市民が選択をするということにはなりますが、主たるものは今1か所ということでございます。

○14番（堀 広子君） すべからく民間業者の1事業者との契約ということに聞こえるわけなんですけれども、その点では多くの業者さんも利用する形の体制がいいのではないかと。

基本的には、自分たちのまちで出たものは市が責任を持って処分するということだと思いますけれども、そういう意味では委託の契約という形で行われておりますので、いろんな利点もあることは承知しておりますけれども、この理念というのはとても大事なことでありまして、他のまちがやっておりますように自分のセンターでしっかりと焼却をしているということも、また大事な一点であろうかと思えます。

しかし、その処理の仕方としましては、循環型ということではなく、焼却というところもされておられますので、そういう意味では環境面での件も出てまいりますけれども、何といたっても循環型のリサイクルをされているという点では、私も先ほど来言いましたように、この業者さんはすぐれた事業を行われていると思えます。

だけど、何回も繰り返しますけれども、市の責任という意味では、市が責任を持って行うという体制へ持っていったほうがいいのではないかとというふうには私は思います。

次に移ります。

国保基金の件でございますが、国民健康保険税は、被保険者の支払いを超えるほど高額であるために、滞納がふえて、そのためにますます国保税が上がり、また滞納という悪循環が続いている、これが現状でございます。

高い国保税の解消策といたしまして、国保基金国保税の引き上げを緩和するための国保基金、これを活用しております。基金は医療給付費の5%以上を積み立てると、こういう目標とされております。

「国保基金5%論」のルーツについて述べてみたいと思えます。

旧国保時代にさかのぼりますけれども、戦前の昭和13年に旧国保法が施行創立されました。これは相互扶助を理念とし、任意の設立で組合方式でございました。

戦後昭和23年、原則保険者は市町村となりまして、強制加入となりました。しかし、実態は国保料を払うことができない未加入者が多数でございました。

昭和26年は、国保料の徴収率も低くて、国保財政が極めて不安定な時代でございました。国保基金5%論は、このような相互扶助を理念とする旧国保下の昭和26年に生まれたわけでございます。

地方税法が改正されまして、国保税は目的税として徴収するようになり、改正に合わせて「国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱について」、厚生省保険局長通知が出されました。ここで予備費5%以上が適当とされました。国保基金5%論は、これがルーツではないかと言われております。

そして、昭和33年、旧国保法が廃止され、新国保法が昭和34年に施行されております。相互扶助を理念とした旧国保とは違って、新国保は社会保障制度とされました。

昭和36年、ようやく国民皆保険が達成されました。

国保基金の5%論の根拠らしいものは、旧国保時代の1951年、昭和26年の通知がルーツでございました。その後、5%以上という条文は据え置かれてきましたが、厚生労働省が平成13年度から5%以上の規定を削除いたしました。そして、厚生労働省が、2005年、これは12月の28日付で各都道府県民主管部長へ宛てた「平成18年度国民健康保険の保険料等の予算編成に当たっての留意事項について」という通知の中でも、「5%以上」の規定はこれを機に削除されております。

そして、また、年度間の医療費制度が不安定な上に相互扶助制度の理念としていた旧国保時代の国の通知が、社会保障制度となった新国保と地方自治の時代にそのまま私は通用するものではないと思うところであります。この私の考えに見解の相違がありますでしょうか。お伺いいたします。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりに、5%の縛りといいたいまいしょうか、基金に積み立てる場合は5%ということにつきましては、市長答弁にもございましたように、消えるといいたいまいしょうか、今、国のほうからの通知等においてははないところでございます。

ただ、市長答弁のほうにもございましたように、私どもといたしましては、目安といいたいまいしょうか、そういう形で条例の中には残しているということでございます。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 私の質問と答弁が若干合わないような気がいたします。

ご答弁をいただきましたところによりますと、現段階においては、改正は考えていないというご答弁でございますね。

国民健康保険制度は、平成30年になりますと県のほうに移管されて広域化という形になってまいるわけでございますけれども、じゃあそのときの基金はどのような扱いになりますでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

議員おっしゃるよう、平成30年度から国保の見直しという大きな制度改正が予定されているところでございます。

これは、運営の主体が、これまでの市町村から、県と市町村との共同運営というふうに大きく変わりますので、その中で今おっしゃっております5%基金の積み立てという、国民健康保険条例等の見直しもしなければならぬというふうになるのではないかとというふうを考えております。

そういうことでございますので、その時点に合わせてこの条例につきましても見直しの検討をするということに考えているところでございます。

○14番（堀 広子君） 私、他のまちがどうなっているかということで調べてみました。

そうしたら、鹿屋市の基金条例は、剰余金の全部または一部の額というふうになっております。

そして、薩摩川内市は、特別会計の歳入歳出予算に定める額となっております。

また、お隣の霧島市は、5%以上の規定、これを見直すということをお聞きしております。

このように、既に他のまちは見直しをしております。後回しにならないうちにぜひ見直しをしていただきたいと思います。その点については、最後にお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 保険事業は特別会計で処理しております。そういうことから、本来であれば、国保会計というのは、国保税を含む、いろいろな収入の中で運用していくことが本筋でございますが、なかなか、25%の市民の方々が加入という数字でございます。その方々のための特別会計、これを運用する責務がありますが、これを安定的に運用するためには、基金等がなければ硬直化した財政の中ではなかなか厳しいと。現に、今でも、法定外繰入をお願いして運用を安定化させようということの努力をしております。

そういうことから、数字を入れる、入れないは別にいたしまして、経営理念といたしまして、安定的に運用するためにはこの考え方は必要であるということでご理解いただきたいというふうに思います。

○14番（堀 広子君） そういうことも含めまして、他のまちはしっかりと改正をされておられますので、ぜひ県の広域化の前に、できるならばしていただきたいと思っておりますけれども、広域化に向けて善処されることを申し述べて、終わりいたします。

○議長（湯之原一郎君） これで堀広子議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。5分程度とします。

（午前10時58分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

6番、谷口義文議員の発言を許します。

○6番（谷口義文君） 登壇

最後の質問者になりました。最後まで傍聴いただき、感謝申し上げます。

早速、質問に入ります。

1問目、交通安全について。

要旨の1、イオンタウンの工事も着々と進んでおり、来春の開業を多くの市民が待ち望んでいる。しかし、心配なのは交通渋滞を引き起こすことである。このことは市民の誰もが口にしていることである。同時に、このことで交通事故が発生しないとも限らない。イオンに通じる周辺道路の整備は十分か。安全は確保されているのか。

要旨2、最近、宮崎・福岡と高齢者ドライバー（認知症も含む）による事故が多発して悲劇が起きている。高齢者ドライバーによる事故の要因は何か。また、運転に関する交通ルール及び対策をどう考えるか。

2問目、宿泊施設について。

ホテル建設に関しては幾つかの話はあるようだが、なかなか実を結ぶまでには至っていない。どこに原因があると思うか。現在までの誘致状況を示せ。また、旅館ホテル誘致促進条例及び施行規則は、28年3月31日までの適用となっている。この条例に不備は見当たらなかったか。今後、改正も含め検

討はなされるのか。

3 問目、空き家対策について。

市道及び県道沿いの通行量の多い場所にある空き家については、歩行者・自転車・車等の往来が多く、もしも倒壊が起きた場合、いつ大きな事故が発生するかもしれない。このような空き家について、持ち主のもろもろの事情があると思うが、強制をするものがなく、責任の所在も曖昧である。大きな事故等が発生してからは取り返しがつかない。対策はあるか。

4 問目、温水プールの設置について。

健康で明るく過ごし、快適で暮らしやすいまちを全市民が願っている。そのためには健康づくり・健康促進に効果的な温水プールが重要な施設であると考えている。子どもから高齢者まで全ての市民が元気になることが一番の幸せであり、本市の発展ある未来にもつながる。設置をどう考えるか。

○市長（笹山義弘君） 登壇

谷口議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の交通安全についての 1 点目のご質問にお答えいたします。

イオンタウン周辺の通行の安全確保については、市道森～船津線、鍋倉～触田線及び県道下手山田帖佐線の交差点改良に伴う信号機の移設や、右折車線の設置、歩道の確保等の整備を実施することとしております。

特に、児童生徒に対する交通安全対策につきましては、本年第 2 回定例会での上村親議員のご質問に教育委員会のほうから答弁しましたとおり、6 月から 7 月にかけて、建昌・始良・帖佐の 3 小学校と帖佐中学校におきまして、スクールゾーン対策委員会が開催されておりますが、開業前に再度会議を開催し、具体的な対策について協議されると聞いております。

市といたしましては、さきの湯川議員のご質問にお答えしましたとおり、各学校からの要望等を踏まえ、またオープン時においては、歩行者、通行車両の誘導や案内を行うとともに、警察署による立哨等の協力を依頼しているところであり、今後も関係機関との協議を行いたいと考えております。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

高齢者のドライバーによる事故の要因は、加齢による体力や記憶力、判断力の低下や認知症などの疾患が挙げられます。

高齢者の事故防止策としましては、75 歳以上の方は、3 年に一度の免許更新時に、記憶力や判断力を測定する認知機能検査を受けることが義務づけられております。

市におきましては、始良警察署、交通安全協会等と連携し、高齢者への交通安全教室や、いきいきサロンを通じて、アクセルやブレーキの踏み間違いなどの運転操作不適、漫然運転、安全不確認の防止を徹底指導しているところであります。

今後も引き続き、始良警察署等と連携しながら、高齢者ドライバーに対する交通安全教育に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2 問目の宿泊施設についてのご質問にお答えいたします。

吉村議員のご質問にお答えしましたとおり、旅館・ホテル施設誘致につきましては、平成 25 年に市旅館・ホテル施設誘致促進条例等を制定し、ホテル事業者等に対し誘致活動を行ってまいりました。

しかしながら、誘致活動につきましては、相手があつてのことであり、ホテル事業者等における事業計画や、各種環境要素などがタイミングよく結びつくことが必要であろうと考えております。

現在までの誘致状況につきましては、これまで延べ24件の相談があり、そのうち1件は進行中ではありますが、現在のところ成約には至っておりません。

本条例につきましては、制定当時において、旅館・ホテル施設に対する要望や、市民の利便性を考慮して制定されたもので、当時において不備はなかったと考えております。

今後につきましては、現在進行中の案件を大事にさせていただきながら、あわせて条例等の内容の検討もしていきたいと考えております。

次に、3問目の空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、管理不全な空き家等の所有者などのさまざまな事情により、その撤去について早期解決が見込めない事例があることは認識しております。

市におきましては、管理不全な空き家等について、市安全・安心まちづくり条例などにに基づき、当該所有者等に対しまして、「適正管理を促す文書」を發出して自主的に撤去していただくよう助言するなど、早期解決を図っているところであります。

次に、4問目の温水プールの設置についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、温水プールは一年を通じて利用でき、水泳だけでなく、水中歩行などにより筋力トレーニングやリハビリなどに利用できる重要な施設であることは認識しております。

また、市民アンケートなどでも、温水プール等の設置要望があることも承知しております。

今後は、全体的な公共施設の整備計画を考慮し、また、民間事業者の参入促進や民間の温水プールの連携利用なども視野に入れて、調査・研究していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○6番（谷口義文君） 今回の私の質問はさきの同僚議員と同じ質問が多く、もう同僚議員が質問提案をされておりますので、「私の質問はありません。これで終わります」と言いたいところなんですけれども、まだ時間がありますから、1つ2つ質問をしたいと思っております。

まず、1問目の交通安全について、けさほどイオンの新しくなった道路の近辺を見てきました。非常に道路もよくなり、開業が近くなると感じているところです。

イオンに通じる道を私なりに大きな道路を上がってみましたら、7つあるんです、大きな道路が。

まず、帖佐駅で、汽車で来られた方が真っすぐ歩いてこられます。そして、加治木方面からは森南交差点からイオンに入ってくると。鹿児島方面からも、また森南交差点からイオンに入ってくると。そして、今度は、市役所のほうからAコープを通過して入ってくる。そして、次は始良のインター、高速、森山のほうからイオンに入ってくる。次は、青葉台のほうからボックスを抜けて入ってくる。ほいで、次は米山方面から県道を抜けて入ってくる。それで、もう一つは鍋倉の岩淵橋から高速道路沿いに並行して走ってくる森交差点まで来ている道路。最後の7本目は、それこそまた弥勒方面から岩淵橋を通過して、さくら通りを抜けてイオンに入ってくる道路。

大体、この7つの道路が、イオンの開業に向けて車で来られる大きな道路だと思っております。あとの枝は別です。

そういう中で、きょう、どういうふうにしてイオンが開業したら車が入っていくのかなというもので、Aコープから真っすぐ行きました。ローソンがあります。あそこに車をとめてローソンからずっと道路を見てみたら、わからなかったんです、どっからどう入っていいか。

係の人が1人おられましたから、「どういうふうに入るんですか」と言うて行きましたところ、新

しくできた道路、あれから2か所入り口があるんです。そして、次は、また信号です。ローソンのボックスの前の。

それから、今度、左にまたAコープのほうへ行くと。あとは、私もその先はきょうは詳しくは見ておりませんが。

そこで、お伺いしたいんですけども、そうなってくると高速道路のほうからの始良インターから来る車、または市役所からAコープの前を抜けていく車、この車は右のほうに入っていくか、なかなか入っていけないと思うんですけども、どうやって車は開業したら入っていくのかな。その辺のところを、建設部長。

○建設部長（岩穴口弘行君） イオンと県の警察本部との協議の中では、イオンの駐車場に入るのは、原則左折で入るといふような協議がなされております。

今、議員が申されましたように、そういう形で、一番よろしいのは県道の下手山田線から入ってくれば全部左折で入っていけるわけなんですけれども、森山のほうから来る車は当然右折で入らないといけませんということでございます。

交通渋滞を招かないためにも、少しでも右折が少なくなるように、案内看板等で車を誘導していくということで、12月中にイオンのほうが交通対策のプランを作成するということになっておりますので、それに基づいて、警察あるいは市・県、イオンを交えて協議をするということになっているところでございます。

○6番（谷口義文君） 交通渋滞を起こして、車の事故がないようにするには、左折というものが一番いいでしょうけれども、そうなってくると、今、私が示したこの道路から入ってくる車は、ずっと回って左折になるような形が入ってこなくちゃいけないということですよ。そうなってくると、大変です。

さくら通りから真っすぐ入ってくる車は真っすぐ行けるから左折で行きます。ところが、森南交差点バイパスから入ってくる車も、左折だからすぐ入れます。

私が言うように、向こうのほうから来る車というのは、左折して入らなくちゃいけないとなると大変です。そうやって入ってこなくちゃいけません。途中から左折はできないわけですから、あそこの場合は、ぐるっと回って行くしかないわけです。そういう感じでいいんですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 今回の来年春のイオンの開業に伴いまして、イオンといたしましては、約2,000台の駐車スペースを確保するというようにしております。

当然、イオンの建物がある敷地内、あるいは屋上もあるんですが、高速の北側にもたくさんの駐車場を準備するということですので、今言われるように、右折で入れないというのであれば、ちょっと遠くはなるんですけども、そういうところに誘導をしていくというふうなことになるかというふうに思っております。

○6番（谷口義文君） 事故が起きないためにも、左折優先という形でしっかりと案内誘導をしていただきたいと思っております。

それと、今、新しくできた道路の先の、森交差点の高速道路沿いに、触田のほうに行くあの道路は、

新しくできた道路の関係で、触田のほうからしか通れない一方通行になるわけですね。わかりますか。道路が。

○建設部長（岩穴口弘行君） ローソンの前の交差点のことだというふうに思うんですけども、この交通規制といますか、それについて、市長も県の警察本部のほうに行って要望したところでございます。まだ、その回答はいただけていないところでございます。

○6番（谷口義文君） あそこは、もう一方通行にしないと、こっちから真っすぐ行ったときに、左のほうへ入ると、向こうからの車と、がちゃんこする形になるから。3車線になるわけでしょう、ローソンの信号からイオンに向かっては。

その左側は一方通行にしないと、森交差点の信号から入ってくると、がちゃんこになるから一方通行になるのじゃないでしょうか。そういうふうに、けさ見てきたら感じたんですけど。

○建設部長（岩穴口弘行君） 交差点を、一方通行といますか、右折禁止というようなことだと思うんですけども、そこはいろんな案内板等でお知らせをしていくというような形もございますので、これからイオン・始良警察署を含めて協議をしてみたいと思いますので、その中で議論させていただくことになるかと思えます。

○6番（谷口義文君） 私の質問は、イオンに通じる周辺道路の整備はこれで十分かという質問を出してるわけですから、今、私が7か所の道路イオンに通ずる道路のことを言いましたけれども、今やられている道路改良、これで来年の3月オープンする。そして、また、2期工事で、来年、再来年の3月か4月、1年半後には2期工事全てが終わって、大きなイオンタウンというふうになるわけですけども、どうですか。もうこれで十分ですか、道路整備は。

○建設部長（岩穴口弘行君） これで十分かと言われると、非常にお話をするのは大変なんですけれども。

どうしても、イオンという施設に車が集中してくるわけですので、渋滞というのは、これは当然発生するというのは間違いありません。それを少しでも少なくしようということで、先ほどから申ししておりますように、協議をまた進めていくということになっておりますので、協議も渋滞の解消ということではなくて、少しでも緩和をするというような協議になってこようかと思えます。それはご承知いただきたいというふうに思えます。

○6番（谷口義文君） 来年の3月の開業になったら、どのくらいの車が来るのかということ、そしてどのくらい渋滞するのかということも、道路状況がわかりますから、それで、来年、再来年の開業もあるわけですから、ぜひともまたそういった渋滞箇所があれば、今度の開業を見据えてじゃなくて、1年半後の開業を見据えての道路改良もぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

それと、同僚議員の物産館の話の中で、触田～鍋倉線の780mの道路改良を行うという答弁があったんですけど、これはその物産館に合わせてやるんですか。それとも、今度のイオンに向けての、イオンも来年、再来年と続くわけですけども、時期的には、いつ、これはやられるんですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 鍋倉～触田線の700mの改良というのは、スマートインターチェンジの関連の道路改良でございます、錦原線との交差点周辺も当然スマートインターの取り付け道路の改良とともに行いますので、それを含めた形でご答弁しているんですけれども、この700mというのはスマートインターチェンジの改良に関する改良工事でございます。

○6番（谷口義文君） わかりました。イオンの開業も、また間近に控えておりますし、来年、再来年も見据えて、しっかりと道路改良していただきたいと思っております。

また、開業に向けては、いろいろとスクールゾーンの対策委員会とか、またオープン時には歩行者・通行車両の誘導案内と警察署による立哨というような開業に向けてのさまざまな対策がとられているという答弁がありますので、ぜひともしっかりとした対応をしていただきたいと。これはこれで終わります。

次に、高齢者ドライバーの質問に入ります。

これは高齢者に限らず、一般の方でもマナーの悪いドライバーは幾らでもおるわけです。

ただ、高齢者の事故が統計的に多いという中で、今、非常に多くのこういう事故が起きておりますから、質問をさせていただいてるんですけれども。

誰も道路に物が落ちていないだろう、まさか高齢者が認知症の方が運転していないだろうと、みんなそういう想定の中、信頼の中で運転をしているわけです。ところが、物が落ちとったと。急に事故になる。高齢者も認知症を患ってる方が運転して、こういう事故を引き起こすとは誰も思っていないわけです。だから、こういう悲劇が起きたわけなんですけれども。

じゃあ、どうしたら、こういう高齢者の事故をなくせるかということで、いろいろと答弁にありますけれども、この答弁にある以外に、何か始良市内に免許証を所持している高齢者に対する、もうちょっと効果的な対策というのは何かありませんか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） なかなか難しい質問であるとは思いますが、

答弁にあります以外のということなんですが、あとは、例えば高齢化社会が、これからもまだ始良市は進みますけれども、一つは本人が、我々も含めてなんですが、高齢化によって判断能力が落ちるという意識を、日常生活の中で意識を持つということと、例えば周辺の方々が、最近運転がちょっと危ないんじゃないのとか、そういう周辺の方の気づいてあげる、そういう仕組みづくり、そういうのが必要ではないかというふうに思います。

制度的には、免許証の更新時とか交通安全教室とかありますけれども、意識を高める、そういう手法が大事になるのではないだろうかというふうに思います。

○6番（谷口義文君） 75歳以上は3年に1回認知症検査があると。認知症検査で認知症と言われたら、もう免許は返納せざるを得ないわけですよ。

ところが、毎年毎年高齢者はふえていくわけです。高齢者がふえていくということは、また認知症の方、認知症の予備軍、そういう人もふえていくと。そういう人が、自分はまさか運転はできないとは思っていないわけです。自信があるから運転してるわけです。でも、事故を起こすと。

対策として、高齢者への交通安全教室、いきいきサロンを通じて指導徹底をされるとありますけれ

ども、高齢者への交通安全教室というのは、どのくらいの年齢の方を対象にして、どこで、年にどのくらいやられているかわかりませんが、この全始良市民の高齢者と言われる方に、高齢者も65歳以上ですから、私も65ですから高齢者になるんですけども、どの辺のところをとって交通安全教室を開くのか。その辺のものを徹底していかない限りは、なかなか、認知症の検査を受けて免許証を返納するだけでは、私は数は減らないと思うんです。高齢者の免許を持ってる方の数が。

だから、もうちょっと始良市独自の高齢者の免許証を持ってるドライバーに対しての交通安全教室、こういったものを徹底してやるというようなものを作ってほしいというふうに思うわけです。それと同時に、高齢者の場合、自分はまだまだできるというふうに思っておりますから、家族がチェックをするとか、「危ない」と、「もう運転しちゃいけない」とそういうものも必要だし。

または、今回、同僚議員が質問しましたがけれども、免許証を返納してくださいと。返納したらこういう特典がありますというようなこともありました。でも、免許証は返して、その特典があるからといってあまりいい特典はないわけです。高齢者が運転をされるのは、買い物に行く、または病院へ行かなくちゃいけないということがあるから、車を運転されるわけですから、なかなか免許証を返納するというには勇気が要るし、そこにはやはり運転ができなくなる不安というのが私はあると思うんです。だから、なかなか返納できないということがあるのではないかとこのように思っております。何かこういう安全対策教室のほかに。

本当に高齢者になると判断力が鈍るし、瞬時の反射神経も低下しているわけです。皆さんもいろいろとそういう場面に遭われていると思うんですけど、確かに高齢者の場合、高齢者、高齢者という用語弊がありますけども、左へ曲がるのに左のほうばかり見て曲がるわけです。右のほうから来る車を見ないんです。右の車を見ないことには何にもならないわけです。左のほうへ曲がるのに。

だから、そういった一時不停止、または、最近、逆走とか、Uターンとか、アクセルブレーキの踏み違いとか、いろんな操作が加齢とともにできなくなるのは、これはもうしょうがない。だからこそ、認知症の方だけじゃなくて、元気な方でも判断力が鈍るわけですから、もうちょっとそういうところの対策というものを市もしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

あとは、免許証を返納するために支援制度というのがあります。その中で、少しでも買い物に行けないという方々のための、同僚議員も質問しておったんですけど、買い物代行であるとか移動販売みたいなものがあることによって、運転もしなくていいということで返納される方もいらっしゃるということにつながっていくのではないかと思いますし。

また、免許証を返した後、また同僚議員が質問しましたように、バスの割引とかタクシーチケットの配付とか、そういったものも考えていけば、少しでも高齢者の認知症ではない、まだ認知症にかかる前の方でも免許証をまた返納されると。少しでもそういった方が減っていくのではないかとこのように思っております。

何かしら、そこら辺のところを考えていかないと、毎年毎年高齢者はふえていくし、こうやって悲劇が起きてこないとも限らないわけですから、いろいろと長くしゃべりましたが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（笹山義弘君） 運転技術というのは確かに落ちていくということは、自分自身がよく感じております。

例えば、車をバックでとめる。ぴしゃっととめたと思って、自信を持っておりてみると、随分間が

あいている。幅寄せもぴしゃっとしたつもりでおりてみると、結構……。

高齢者の方々の路上駐車の状態を見ますと、道路の真ん中にとめておられます。あれは、そういう感覚が少し落ちてくるということである。自分もそういうふうに感じています。

したがって、制度的にできるかどうかわかりませんが、幸いなことに始良市には県の運転免許試験場があるわけですがそういう免許更新の際に、免許取るときには当然試験を受けて取るわけですが、それが恒久的に有効というのも技術的な面でどうなのかということもありますので、その辺のところも含めて、制度的なことがお願いできるのかどうか、考える時期が来ているのかなということも思いますし。

また、年齢で免許返納ということはなかなか難しい。というのは、個人個人で能力は随分違いますので、外に出られる、アクティブに行動される方というのは、きょうも、ある情報を見ますと、ホルモンの作用で行動的に行動する人は認知症にもなりにくいんだそうです。そういうことから、そういうふうに行動的に動いている方に、それを取り上げることによって行動範囲が狭まる。よって、認知症があらわれるというのも困ることですので、個人個人を、よく対処をしっかりとっていく手だてを考えていく必要があろうと。

また、そろそろいろいろ福祉の関係で、健康維持のために、おふろ券とか、はり・きゅう券を差し上げておりますが、この事業のあり方等についても、例えばタクシーの割引券に切りかえるとか、個々のご要望に応じて少し形を変えていって、そのことがつながっていくことになる可能性があるとするれば、その辺も探っていく。全体的な政策の中で、これらの問題を包含していくということが必要であるんじゃないかというふうにも考えているところでございます。

○6番（谷口義文君） 今、一番よく言われているのは、認知症、認知症の予備軍の方の運転というのが非常に事故を引き起こす大きな要因になっているということですので、市としても、今後免許証の返納制度というものをしっかりと市報でお知らせするとか、高齢者もこれだけ多いわけですから。

そして、また、しっかりと家族が見守り、家族もしっかり、高齢者のお父さん、お母さんに対して、しっかりと運転のチェックというようなものも必要になってくるんじゃないかと思う中で、市もひとつ広報を使って免許の返納制度というものがありますよと。家族もしっかりと高齢者の運転のチェックというものをしてくださいというようなものも、今後、市報に掲載したらどうかというふうにも思っておりますけれども、どうお考えでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 交通安全関係につきましては、庁舎内では電子板、そういうものに啓発はしております。

それから、広報紙等にも定期的に載せておりますので、議員がおっしゃるように、継続して掲載をしていきたいと思っております。

それから、高齢者に対する交通安全教室の中でも、免許証の返納についての制度、そういうものも継続して、今、講義をしておりますので、これも引き続き実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（谷口義文君） 今、答弁がありましたとおり、引き続き、そうして継続していただきた

い。

ちなみに、全国で高齢者ドライバーと言われる方がどれだけおられるかということの数字が出ております。65歳から69歳までが707万人、70歳から74歳までが485万人、75歳以上が447万人。これだけの方が65歳以上の高齢者と言われる方で免許証を保持している人数です。この75歳以上が、まだまだふえてくるわけですが、65歳以上も。毎年毎年高齢者がふえていくわけですから、始良市からこういう悲惨な事故がないように我々も一生懸命努めていかなきゃならないと思っております。この質問はこれで終わります。

続いて、空き家について質問をいたします。

この空き家の問題も同僚議員が詳しく質問をしておりますから、私もここで質問するようなことはあまりないんですけども、これも先ほど話をしたように、高齢化が進むにつれて空き家はまだまだふえていくのではないかと考えております。

私が今回質問をするのは、空き家の中でも、特定空き家ということで質問をしてみたいと思っております。

同僚議員が、山田口の写真つきで、倒壊寸前の空き家のものを質問しましたがけれども、これは非常にあそこも県道沿いで危険であり、倒壊のおそれのあるところでネットを張られたということで、一時的な対策にはなろうとは思いますがけれども、いろいろ県道沿い、市道沿い、国道沿いと、本当に倒壊寸前の空き家は幾らでもあるわけです。

じゃあ、その空き家について持ち主がいるのかと。それで、持ち主が亡くなるといえば、家族がおると。じゃあ、その家族は町内におるかということ、いない。どこにおるかということ、県外におると。というようなことで、なかなか空き家を、誰に、どういうふう解体、または撤去するように勧告するかというのが、非常に難しい。

一つの事例を、これはプライバシーの問題がありますから、事例としてお話をしますけれども。

倒壊寸前の、県道沿いに空き家があると。そして、その名義の方はつい最近亡くなったと。息子がおると。息子は県外におると。ところが、名義の親は相当借財、借金をして死んでいったと。ほいで、息子は後を継がないと。「財産放棄をしたい」とこう言うてるわけです。では、その倒壊寸前の空き家はどうなる。財産放棄したら、どうなりますか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 財産放棄をした場合は、最終的には国の財産になりまして、国が適正に管理をして処理をするということになるかと思えます。

○6番（谷口義文君） 財産権の問題、そうですね。いずれは財産放棄をすると国のものになる。

では、手続をして国のものになるまでは相当な期間がかかる。どのくらいかかるか、わかりません。その間に倒壊したと。家屋が人に落ちてきて、人に当たって、人が死んだ。または、車に当たって車が損傷したというときに、誰が責任を負うのかというふうに思いますよね。その辺のところはわかりますか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 基本的には、所有をしている者、あるいは管理をしている者が責任を負うということになりますが、いろんな事例の中で、今議員がおっしゃるように、相続の問題とか。相続放棄をすれば、先ほど言ったような話になりますが、その以前であれば相続の対象となる方々は

責任は出てくるというふうに考えております。

○6番（谷口義文君） その親は、亡くなる前に、解体をしなければいけないと言うとったわけです。遺言に近いわけです。ところが、息子は借財があったから、そこまで背負いたくないから財産放棄をします。息子が、解体は親父の遺言だったからしてもいいですと、財産は自分のものに、相続はしないけれども、解体をしてくださいと、もし、文章で市に出したとする。そのときはどうなりますか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 現在の始良市の場合、安全・安心まちづくり条例に基づいての指導ということで限界があるわけなんですけれども、今の事例でありますと、解体は了承するけども、費用についてはどうかということだと思いますが、そこについては、現在の始良市の状況では管理あるいは所有してる人が負担をするということが基本だと思います。

以上でございます。

○6番（谷口義文君） 私が事例を申し上げておりますけども、この事例は本当のこの事例を申し上げていることであって、架空のことじゃありません。

そして、その解体をするときには費用がかかるわけです。費用がかかるから、ある業者が、「私がただで解体をしてあげるから」と言うてるわけです。あとは、財産放棄をしたいという息子が、「無償で解体をしてくれるのであればお願いします」という文章でも書いて、「一切の責任は私が負います」というものを書けば、私はこれ法律上許されるのかどうか、その辺のところを調べていないからわからないんですけれども、そういったことが現実にあるわけです、現在。今、進行している事例を申し上げます。だから、その辺のところはどうなるのかと思っているんです。

でなければ、いつまでも倒壊家屋がそのままあれば、じゃあ誰が責任を負うかということになるから、今解体をなさないと、費用は払うからという業者がおれば、わかりましたと息子が。財産放棄はするけど、親の遺言だったらそうしてくださいと一筆書いて、後々の責任は私が持ちますからと。別に解体すれば何も残らないから責任もくそもないと思うんですけど、きれいになるわけだから。

そういう事例があるから、なかなか先に進まないということもあるわけです。法律的なことも絡んでくるから、なかなか空き家に対しては難しいということがあろうかと思っております。

ただ、始良市の場合には、空き家に関するしっかりとした条例がないから、昨日も同僚議員が質問をしておりましたけれども、空き家に関する条例というものを、しっかりとしたものをつくっておく必要があると思うんです。

きのうは同僚議員が鹿児島市の条例を言いましたけども、ここに南九州市の空き家等の適正管理に関する条例、これは今議会、12月議会に出された条例です。可決されたものを事務局から送っていただきました、南九州市から。ここに、第14条まで空き家に関する条例が載っておりますけれども、厳しく載っております。

例えば、空き家に関する処置を助言し、指導し、もしくは勧告し、または命令しようとする場合においては、必要があるときは協議会の意見を聞くと。協議会の意見で命令に従わないときは氏名を公表すると。氏名・住所を公表すると。それで、それでも従わない場合は、最後の第9条にはこうあります。市長は当該特定空き家等の所有者等がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められ

るときは行政代執行法、これは国の法律ですから、昭和23年法律第43号の定めるところにより、みずから必要な措置を行い、または第三者にこれを行わせ、その費用を当然所有者等から撤収することができるというふうに、しっかりとした条例がこうやって制定されておりますから、また始良市も他市のこういう空き家に関する条例等を参考にしながら、ひとつしっかりとした、まず形をつくってほしいというふうに思っております。市長、どうですか。

○市長（笹山義弘君） ことは特措法も出まして、法が先に行っております。そういうことから、条例についても、こういう状況がふえてまいりましたので、対応できるように条例の制定に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。

○6番（谷口義文君） 最初に申し上げましたとおり、10年、15年と高齢化が進むと空き家は幾らでもふえてきます。そこをしっかりとどういう対応をするのかということだろうと思いますから、しっかりとその辺も市としても考えていかなくちやいけないというふうに思っております。しっかりと今後対策も含めて検討していただきたい。この質問はこれで終わります。

それでは、最後の温水プールの件について質問をいたします。

この前、本を読んだら本の中にこう書いてありました。健康は幸福の中で最も大事なものであると。いかに人は健康が大事かということです。金があったって、名誉、地位があって、いい洋服を着て、いいものを食べようが、それよりも健康というものが幸福の中では最も大事であるということを示しているのではないかと思っております。

その中でも、プールがどれだけ体にいいのか。プールが果たす役割がどれだけのものかというのは、これは全国どこでも皆さんわかっていることだろうと思っております。

以前、サンピアがあるときは、風呂も温水プールも満員でした。だから、サンピアに行かれるプールを利用したお客さんも、「谷口さん、どうなったのち」。もう私はサンピアのことばかり質問しておりましたけれども。またサンピアの名前を出しますけれども、プールもあり、風呂もあり、宿泊施設もあり、レストランもあり、すばらしい施設です。その中にあったプールを再開してほしいという声は今でもあるわけです。

始良市には、民間の温水プールは1か所しかありません。霧島市・鹿児島まで足を運ぶのには、はっきりいって遠い。であれば、ぜひ始良市にも、もう一つ温水プールをつくってほしいという、これは多くの市民の長年の、これは願いであります。答弁にはいろいろと書いてありますけれども、市長は市営の温水プール設置についてどうお考えですか。

○市長（笹山義弘君） 運動施設等についてのご要望は、各種各様いただいております。

そういう中で、プールに特化して申し上げますと、始良市に温泉という施設を幾つか持っておりますが、その福祉的な面との絡みでどのようにこれを活用していくかということがあろうと思いますが、その課題については、全体の整備をする中で、次の課題として、しっかりとそのところを検証していくということも必要であろうと思いますので、全体を見つめる中で、市としての施設の中でどうするかというのは、次の課題として、していきたい。

もう一つは、民間のいろいろな、そういう遊んでる施設等々があるとすれば、それを活用する中でそういう構想が立てないかということは常にアプローチをしていきたいというふうに考えております。

○6番(谷口義文君) 今回の質問では、中部の横断道路建設の件、または松原と須崎との架橋の件と、大きな事業が出ました。それこそ夢かもしれませんが、やはり始良市民が本当に幸せに健康に暮らしていくためにも、健康づくり、福祉的な施設ですから、ぜひとも市営プールの建設を今後進めていくために検討していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長(湯之原一郎君) これで谷口義文議員の一般質問を終わります。

○議長(湯之原一郎君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は、12月4日午前10時から開きます。

(午前11時59分散会)